

平田村農業委員会だより

第11号

平成29年4月3日

編集・発行
平田村農業委員会
Tel (0247) 55-3115
(直通)

農業委員・農地利用最適化推進委員の公募はじまる

「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員の選任方法が、選挙制から公募制に変わりました。
また、新たに農地利用最適化推進委員が設置されます。

平田村の農業について語り合う



△意見を交わす認定農業者と農業委員

1月25日、認定農業者の役員の方を対象に農業者等との意見

農業に精通した方ならどなたでも自薦、他薦により候補者に応募できますので、ご応募ください。不明な点については、平田村農業委員会までお問い合わせ下さい。(詳細は裏面)

交換会を役場会議室で開きました。

参加された農家の方からは、「村独自の補助制度について」「ありがたい」と言った声もありながらも、今後の米価や国の施策に対する不安の声が数多く出されました。また、遊休農地の増加や後継者の不足、認定農業者の高齢化など、村が抱える現状と課題について多くのご意見をいただきました。

農業委員会では、意見交換会の内容を受けて、平田村の農業振興のために、担い手の掘り起こしや農地の集約化、遊休農地の解消方法など、今後議論を重ねていくことになっています。

葉たばこ、高値で取引 新年産葉たばこに期待



△葉たばこの格付け作業を視察する農業委員

1月16日、須賀川市の日本たばこ産業東日本原料本部で葉たばこの収納・買い入れが行われ、農業委員15名が視察しました。
28年産は、天候に恵まれ、作柄が良好で冷害もなかったため、多くの収量を確保できたことにより、高値で取引されました。

また、3月10日には、平田たばこ育苗センターで、29年産の葉たばこの種まき式が行われました。農業委員会からは、畑作専門委員会の委員2名が出席し、視察を行いました。
昨年の取引額が高値であったことから、今年の生産にも期待がもたれています。



△耕作者が種まきを行う

農業者年金

老後に備えて

に加入しませんか?



農業の経営とくらしに役立つ情報をお届けします

- 毎週金曜日発行
- B3版8～10頁建
- 購読料:月700円 [送料, 税込み]



◇購読のお申し込みは、お近くの農業委員または村農業委員会事務局までお願いします。

平田村農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集

	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
対 象 者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する地域内において農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者
定 数	8名	12名
応募資格	次のいずれかに該当する方は資格がありません。 1. 破産手続き開始決定を受けて復権を得ない者 2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
応募方法	自薦または他薦（団体推薦又は3人以上の連名による推薦）によります。 農業者が組織する団体その他の関係者や農業者個人からの推薦、または自薦により応募を受け付けます。 平田村農業委員会委員候補者推薦書・平田村農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書または応募書（平田村役場農業委員会事務局の窓口配付、またはダウンロード）に必要事項を記入・押印のうえ、募集期間内に下記申込先へ直接または郵送で提出してください。	
応募期間	平成29年4月3日（月）～5月2日（火）	
選任方法	提出いただいた推薦書及び応募書の内容について、平田村農業委員会の候補者評価委員会による選考を行います。 ※ 農地利用最適化推進委員と両方に応募できますが、兼務することは出来ません。	提出いただいた推薦書及び応募書の内容について、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会により候補者を選考し、平田村農業委員会が委嘱します。 ※ 農業委員と両方に応募できますが、兼務することは出来ません。
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会総会への出席 ・ 農地に関する相談 ・ パトロール活動及び利用状況調査 ・ 遊休農地の発生防止、解消の推進 ・ 担い手への集積 ・ 新規就農者の支援 ・ 各種研修会への参加 	<p>※ 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割の違いは、総会での議決権の有無です。 農業委員には議決権があり、農地利用最適化推進委員については、議決権はありません。</p>

詳しい内容については、平田村農業委員会までお問い合わせ下さい（TEL55-3115）

各種申請書受付

締切は毎月末日！

当委員会での、農地の賃借・売買や転用申請等に関する各種申請の受付日は毎月末日締め切り（末日が休日の場合は翌日）となります。

○農地法3条申請

- ・ 農地を農地として賃借売買する場合

○農地法4条・5条申請

- ・ 農地を農地以外のものとして使用する場合
- 例…一般住宅・駐車場

資材置場等

○農地の賃借の届出等

- ・ 利用権設定（新規・再設定）
- ※ 詳しくは、農業委員会までご相談ください。

編集後記

ぼかぼかと暖かい陽気になり、今年も農作業スタートの時期になりました。毎年この時期、今年こそはと期待に胸を膨らませて作付け準備を進めています。同じことを何年やっても納得がいく結果が得られずじまい。農家の意思でどうにもならない自然が相手だからと他事のせいにしてしまう。

しかし、何か去年とは違う。少しずつ作物への理解、作業の効率化と進化してきていると考えられる。今年も、また一歩前進することを望みながら鋤を持つ手に力が入る。

（担当 村上信二）

